

アメリカにおける少年の刑罰

——アメリカ合衆国最高裁所の判例から——

山 崎 俊 恵

はじめに

アメリカにおいては、1980年代及び1990年代、非行を行った少年を通常の刑事裁判所において審理するために少年裁判所から刑事裁判所への移送制度を拡大する動きが広くみられ、移送を通じて刑事裁判所で刑罰を科される少年の数が増加した。しかし、近年、こうした厳罰化からの転換が指摘されており¹⁾、その中でアメリカ合衆国最高裁判所が一連の判決により少年の刑罰を制限してきた。本稿では、それらアメリカ合衆国最高裁判所の判例及びそれを契機に生じている議論を概観し、日本における少年の刑罰及び少年司法制度の検討のための示唆を得る。

1 少年の刑罰をめぐるアメリカ合衆国最高裁判所判例

合衆国最高裁は、1989年、スタンフォード対ケンタッキー州判決²⁾において行為時16歳以上の者に対する死刑を合憲と判断した。それ以降アメリカは少年に対する厳しい刑罰を維持してきたが、合衆国最高裁が2005年のローパー対シモンズ判決³⁾において行為時18歳未満の者に対する死刑を違

1) そのような近時のアメリカの少年司法制度の動向を明らかにしたものとして、藤田尚「アメリカ少年司法制度の新動向——厳罰化からの転換」比較法雑誌46巻3号412頁（2012）。

2) *Stanford v. Kentucky*, 492 U.S. 361（1989）。

3) *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551（2005）. この判決について、門田成人「『進展する品位の水準』原理と修正第8条（1）*Roper v. Simmons* 事件判決をめぐって」神院35巻3号631頁（2005）、勝田卓也「判研」法雑52巻4号824頁（2006）、岩田

憲と判断して絶対的に禁止するに至った。その後、2010年にグレーム対フロリダ州判決⁴⁾において殺人罪以外の犯罪を行った行為時18歳未満の者に対する釈放の可能性のない終身刑を違憲と判断してこれを禁じ、2012年にはミラー対アラバマ州判決⁵⁾において行為時18歳未満の者に対する釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を違憲と判断してこれを禁じ、少年に対する重い刑罰の賦科の範囲を制限してきた。以下ではこれらの判決を概観する。

(1) ローパー対シモンズ判決 (**Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005)**)
 事案の概要

シモンズは、ミズーリ州において、17歳の時、共犯少年1名とともに被害者宅に侵入してその目及び口をダクトテープで覆い被害者の車に乗せて州立公園に行き、そこで被害者の頭部をタオルで覆い川にかかった鉄橋まで歩かせたうえ、さらに両手及び両足を電気コードで縛り顔全体をダクトテープで覆ったのち、被害者を鉄橋から川へ突き落とした。

シモンズは、ミズーリ州法により少年裁判所の管轄の対象外であったた

太・アメリカ法 [2005-2] 368頁、杉本一敏「判研」比較法学40巻3号152頁(2007)を参照。

4) **Graham v. Florida**, 560 U.S. 48 (2010). この判決について、永田憲史・アメリカ法 [2012-1] 202頁を参照。

5) **Miller v. Alabama**, 132 S. Ct. 2455 (2012). この判決については米国刑事法研究会(代表 椎橋隆幸)・アメリカ刑事法の調査研究(133)比較法雑誌46巻3号461頁(堤和通 担当)(2012)、新倉修「少年の刑事事件における量刑——アメリカ連邦最高裁判所 *Miller* 判決をめぐって」齊藤豊治先生古稀祝賀『刑事法理論の探求と発見』603頁(成文堂, 2012)、勝田卓也・アメリカ法 [2013-1] 170頁を参照。また、本庄武『少年に対する刑事処分』355頁以下(現代人文社, 2014)は、グレーム判決及びミラー判決を中心に、アメリカにおける少年の刑罰に関わる判例法を分析している。今出和利「アメリカ少年司法と合衆国憲法修正第8条に関する判例の動向について——絶対的終身刑をめぐる連邦最高裁『ミラー判決』(2012年)を中心に」洋法57巻3号139頁は、ローパー判決、グレーム判決及びミラー判決を詳しく分析している。

め、成人として不法侵入、拐取、窃盗及び第一級謀殺の罪で起訴され、審理され、陪審が有罪を評決した。州の死刑求刑を受けて陪審は死刑を勧告し、事実審はシモンズに死刑を言い渡した。シモンズは、有効な弁護を受けられなかったこと等を理由に上訴したが容れられず、死刑判決が確定した。この間、合衆国最高裁がアトキンス対ヴァージニア州判決⁶⁾において精神遅滞者の死刑が合衆国憲法修正8条及び修正14条に違反すると判断したため、シモンズはこれに依拠して憲法が行為時18歳未満の少年の死刑を禁じていると主張しながら有罪判決後の救済を申し立てた。ミズーリ州最高裁はこれを認めてシモンズの死刑を破棄し、釈放の可能性のない終身刑を言い渡した。合衆国最高裁は州側の裁量上訴を認めた。

判旨（ケネディ裁判官による法廷意見）

少年には、成人と比較して次のような3つの特徴がある。第一に、成熟性を欠き、責任の感覚が十分に発達していない。第二に、自己を取り巻く環境から抜け出す能力を有しない一方で、仲間の圧力を含めた否定的影響及び外部の圧力に対して脆弱である。第三に、性格が未だ十分には形成されておらず、その行為は更生不能なほどの墮落の証とはいえない。このような特徴から、少年は、その責任が減少する一方で、より大きな更生可能性を有している。

こうした少年の特徴に鑑みると、死刑の正当化根拠として、応報は少年に対しては成人ほどには強力とはいえない。また、少年の未成熟性及び責任の未発達が衝動的で熟慮を欠く行動に結びつくため、抑止も少年の死刑の正当化根拠として十分ではない。

少年の成人とは異なる顕著な特徴のため、心理学の専門家でさえ、その犯罪が不幸であるが一時的な未成熟さを反映している少年と更生不能な墮落を反映しているごく少数の少年とを区別することは困難であるうえ、少年の未成熟性、脆弱性及び真に墮落した性格の欠如が死刑よりも軽い量刑

6) *Atkins v. Virginia*, 536 U.S. 304 (2002).

を要求する場合でさえ、少年の犯罪の残虐性または冷酷さが少年の若年性に基づく刑の減輕の主張を凌駕してしまう、という受け入れがたい可能性が存在する。したがって、修正8条は、行為時18歳未満の少年に対する死刑を一律絶対的に禁止している。

(2) グレアム対フロリダ州判決 (*Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010))

事案の概要

グレアムは、フロリダ州において、16歳の時、共犯少年3名とともに閉店後のレストランに侵入し、共犯少年が店長を金属棒で殴打してその頭部に傷を負わせたが、何も取らずに逃走した。検察官は、グレアムを、最高刑が終身刑である暴行又は傷害を伴う持凶器不法侵入罪及び持凶器強盗未遂罪で成人として刑事裁判所に起訴した⁷⁾。グレアムは答弁合意に基づいて両起訴事実について有罪答弁し、裁判所はこれを認めて有罪の認定を猶予したうえで、グレアムを、最初の1年をカウンティの拘留所に収容する3年間のプロベーションに付した。グレアムは、釈放から半年も経たないうちに、成人共犯者2名とともに金品を奪う目的で住居に侵入して在宅していた居住者らに銃を突き付けて拘束した。同日さらに別の強盗を行おうとした際、共犯者の1人が銃で撃たれた。この共犯者を車で病院へ運び走り去ろうとした際、警察官に停止を求められたが逃走し、車が電柱に衝突した後逮捕された。車中から3丁の銃が発見された。

グレアムは、プロベーション・オフィサーによって、銃器の所持、犯罪の実行及び犯罪性のある者との交際によるプロベーション違反を申し立てられた。グレアムは、裁判所におけるプロベーション違反に係る聴聞において住居侵入強盗罪については否認したが、逃走によるプロベーション違反を認めた。裁判所は、住居侵入強盗罪、銃器の所持及び犯罪性のある者との交際によるプロベーション違反を認定した。また、先に有罪認定を猶

7) フロリダ州は少年による一定の重大事件について検察官先議制度を有していた。 Fla. Stat. § 985.227(1)(b) (2003).

予されていた持凶器不法侵入罪及び持凶器強盗未遂罪について有罪を認定し、グレアムに終身刑を科した。フロリダ州では仮釈放制度が廃止されていたため、これは仮釈放の可能性がなかった⁸⁾。フロリダ州第一地方上訴裁判所はグレアムの上訴を棄却した。合衆国最高裁は裁量上訴を認めた。

判旨（ケネディ裁判官による法廷意見）

刑罰が合衆国憲法修正 8 条の禁ずる残虐かつ尋常でない刑罰に当たるか否かは、「成熟した社会の発展を特徴づける品位についての進展する基準」により判断され、刑罰は犯罪に均衡していなければならない。刑罰の均衡性に関わる合衆国最高裁の判例は、2 つに分類される。第一は、特定の事件における被告人の量刑の重さ（刑期の長さ）に関する判例であり、これは、初めに、犯罪の重大性と量刑の重さを比較衡量し、当該量刑が犯罪に対して過度に不均衡であると推定される場合には、次いで、当該被告人に科された量刑を同じ法域内の他の者に対する量刑及び他の法域における同一犯罪を理由とする量刑と比較するというアプローチをとる。第二は、死刑に関する判例であり、これは、初めに、社会の標準についての客観的指標として立法及び実務の運用を手掛かりに死刑に反対する国民的合意の有無を判断し、次いで、先例並びに修正 8 条の文言、歴史、意義及び目的についての当裁判所による理解並びに解釈により形成されてきた基準により、死刑が合憲か否かについて当裁判所の独自の判断権を行使して審査するというアプローチをとる。本件における問題は、特定の事件における被告人に対する量刑の不均衡性ではなくて、特定の類型者層（少年）全体に対する刑罰（釈放の可能性のない終身刑）の一律禁止の是非である。そこで、本件では、問題の解決に当たり、第二の判例のアプローチを用いる。

はじめに、国民的合意の有無に関する客観的指標を分析する。州側は殺人罪以外の犯罪を理由に少年に当該刑罰を認める立法を有する法域の多さ

8) Fla. Stat. § 921.002(1)(e) (2003).

を指摘してこれに反対する国民的合意がないと論じる⁹⁾。しかし、「立法以外」の合意についての基準、すなわち実際の量刑実務もまた国民的合意に関する調査の重要な部分を占めるのであり、これを検討すると、殺人罪以外の犯罪を理由とする少年に対するこの刑罰の使用が非常にまれであった¹⁰⁾、それに反対する国民的合意が明らかになる。

次いで、独自の判断権を行使して検討する。初めに、当該犯罪者類型、すなわち少年の有責性を検討すると、ローパー判決の認めたとおり、少年の発達に関する研究によれば、少年の有責性は成人に比して低く、したがって、その行為の道徳的非難の程度も低い。そのうえ、従来、殺人罪とそれ以外の犯罪とは重大性及び不可逆性の点で区別されてきた。したがって、殺人罪以外の犯罪を行った少年の道徳的責任は、殺人を行った成人と比べると二重に減少する。他方、釈放の可能性のない終身刑は自由及び希望の不可逆的な剥奪という点で死刑と共通しており、現実には少年は成人に比して長期間収容されるため、この刑罰は少年にとって特に過酷である。次いで、殺人罪以外の犯罪を理由とする少年に対する当該刑罰が、応報、抑止、無能力化及び社会復帰という刑罰の正当化根拠によって支持され得るかを検討する。殺人罪以外の犯罪を行った少年の有責性の低さに照らし、応報は釈放の可能性のない終身刑を正当化しない。未成熟で責任が発達途上であって衝動的かつ熟慮を欠いた行動を行う少年に対しては、抑止も限定的効果しか有しないので、十分な正当化根拠足りえない。少年の未成熟性及び大きな更生可能性に照らすと、量刑時に少年が生涯更生不能で社会にとって危険であり続けると確実に判断できないため、無能力化も正当化根拠足りえない。最後に、釈放の可能性のない終身刑は社会復帰理念を完全に否定しているため¹¹⁾、更生可能性を有する少年についてはこれも正当

9) 当時、殺人罪以外の犯罪に関して少年に釈放の可能性のない終身刑を認めていた法域は、37州およびコロンビア特別区であった。Graham, 560 U.S. at 62.

10) 殺人罪以外の犯罪に関して少年に釈放の可能性のない終身刑を実際に科していた法域は11しかなかった。Graham, 560 U.S. at 63.

11) 合衆国最高裁は、釈放の可能性のない終身刑の受刑者がしばしば職業訓練その

化根拠とならない¹²⁾。

よって、修正8条は、殺人罪以外の犯罪を理由とする18歳未満の少年の釈放の可能性のない終身刑を禁じており、各法域は少年に成熟及び改善更生の証明に基づいて釈放を得るための何らかの有意義な機会を付与しなければならぬ¹³⁾。

(3) ミラー対アラバマ州判決 (Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012))

事案の概要

本件は、14歳の時に行った殺人罪を理由に釈放の可能性のない終身刑を必要的に科された2人の元少年に関わる。

ジャクソンの事件

ジャクソンは、14歳の時、共犯少年2名とともにビデオ店に強盗に入り、

彼の社会復帰サービスへのアクセスを否定される点を指摘して、特に社会復帰の必要性が高い少年にとっての問題性を明らかにしている。Graham, 560 U.S. at 74.

12) 州側は一律絶対的禁止に反駁する2つの主張を提示した。すなわち、①少年は少年裁判所から刑事裁判所への事件の移送の段階で十分に防御し得る、②個々の事件ごとの個別的アプローチにより釈放の可能性のない終身刑に値する少年とそうではない少年とを区別できる。これに対して法廷意見は次のように判断を示してこれを否定した。すなわち、成人としての審理を認める移送制度は、成人として刑事裁判所で審理を受ける適格性を少年に認めたものとはいえるが、少年に釈放の可能性のない終身刑を科するという立法府の意図を表明したものは解し難く、(1) ①刑の量定時に更生可能性を有する多くの少年とそうではないごく少数の少年とを正確に区別することの困難性、②犯罪の残虐性または冷酷さが少年の若年性に基づく刑の減輕の議論を凌駕するおそれ、③刑の量定権者が、少年が刑事司法制度やその関与者についての限定的な理解や成人への不信を原因に刑事手続において弁護人と効果的に協働できないために被り得る防御の不利益を考慮しないおそれの故に、更生可能性を有する少年が裁判所又は陪審の恣意的・主観的判断により誤って釈放の可能性のない終身刑を科される危険、(2) 少年に成長及び改善更生を証明する機会を付与する必要性に鑑みれば、絶対的禁止が必要である。Graham, 560 U.S. at 75-79.

13) 法廷意見は、釈放の可能性のない終身刑の禁止は、アメリカが殺人罪以外の犯罪を理由に少年にこの刑罰を科している唯一の国となっているように、これに反対する国際的合意によっても支持される、とも述べた。Graham, 560 U.S. at 80-82.

共犯少年がショットガンで店員を射殺した。検察官は死刑重罪謀殺罪及び加重強盗罪でジャクソンを成人として刑事裁判所に起訴した¹⁴⁾。ジャクソンは陪審によって両起訴事実について有罪と認定され、必要的であった釈放の可能性のない終身刑を科された¹⁵⁾。ジャクソンは上訴したが棄却され、有罪判決が確定した。判決確定後、ジャクソンは、ローパー判決に基づいて州に人身保護令状を請求したが認められず、アーカンソー州最高裁判所はグレアムの上訴を棄却した¹⁶⁾。

ミラーの事件

ミラーは、14歳の時、友人とともに、彼の母親の薬物取引の相手であった隣人に伴って隣人宅に行き、全員でマリファナを吸引し飲酒した。ミラーが寝入った隣人のポケットから財布を抜き取り中の現金を窃取してこれをポケットに戻そうとした際、隣人が目を覚まして彼ののどを掴んだため、友人が隣人をバットで殴打した後、ミラーがバットで繰り返し隣人を殴打した。その後、ミラー及び友人は、証拠を隠滅するために隣人宅に放火し、隣人を傷害及び煙の吸引により死亡させた。

検察官は少年裁判所に刑事裁判所への事件の移送を請求し、少年裁判所はこれを認めた¹⁷⁾。ミラーは放火による殺人罪について成人として刑事裁判所で審理され、陪審により有罪と認定され、必要的であった釈放の可能性のない終身刑を科された。アラバマ州刑事控訴裁判所はミラーの控訴を棄却し、州最高裁判所も彼の上告を棄却した。

合衆国最高裁は両事件の裁量上訴を認め、併合して審理した。

14) アーカンソー州は検察官先議制度を有していた。Ark. Code Ann. §9-27-318 (c) (2) (1998).

15) ジャクソンは刑事裁判所において少年裁判所への移送を請求したが、刑事裁判所は起訴された犯罪の内容、精神鑑定及び彼の逮捕歴を理由にそれを却下している。Miller, 132 S. Ct. at 2461.

16) その間に合衆国最高裁がグレアム判決を下したが、アーカンソー州最高裁判所は、ローパー判決及びグレアム判決の判断は少年の死刑及び殺人罪以外の犯罪を理由とする終身刑に限定されたものである、との判断を示した。Id.

17) Ala. Code §12-15-34 (1977).

判旨（ケーガン裁判官による法廷意見）

両事件は、修正8条の求める刑罰の均衡性に関する2つの先例の基準に関わる。第一の先例の基準は、特定の種類の犯罪者の有責性と刑罰の重さとの間の不均衡に基づいて特定の量刑を絶対的に禁じるものである。この先例に含まれるグレーム判決は、少年の釈放の可能性のない終身刑を死刑と同視した。したがって、死刑事件において量刑の個別化を要求して必要的死刑を禁じる第二の先例の基準が関わってくる。刑の量定権者に少年の年齢とそれに伴う特徴である責任減少及び更生可能性その他の刑の減輕事由の考慮を許さず、少年に対して釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を命じる制度は、最も重い刑罰に直面している被告人の量刑は個別化されなければならない、との従来の判例の要求に抵触する。したがって、修正8条は、少年に対する釈放可能性のない終身刑の必要的賦科を禁じており、各法域は、刑の量定手続において、少年に対して、その未成熟性に関する刑の減輕証拠を提出する機会を付与しなければならない。

アラバマ州およびアーカンソー州は2つの反論を提示しているが、いずれも誤りである。第一に、両州は、死刑と区別して、釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を合憲と判断したハーメルン判決¹⁸⁾に抵触する、と主張する。しかし、ハーメルン判決は子どもの仮釈放の可能性のない終身刑を扱ったものではない。ハーメルン判決は死刑と釈放の可能性のない終身刑とを区別して「死刑が異なる」ことを認めたが、そうであれば、「子どももまた異なる」。第二に、両州は、少年に対する仮釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を認めている法域数の多さを指摘する。しかし、本件における判断は、一定の刑罰を絶対的に禁止するわけではなくて量刑の個別化を要求するに過ぎないため、州側の主張は当たらない¹⁹⁾。

18) *Harmelin v. Michigan*, 501 U.S. 957 (1991).

19) その他、合衆国最高裁は次のような判示をした。すなわち、少年の釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を認めている法域は、少年を刑事裁判所に移送する制度の結果そうしているにすぎず、少年に対するその刑罰の適切性について必ずしも十分に検討しているとはいえないため、そのような法域の数が多いとしても

グレアム判決が子どもについて述べたこと、すなわち成人と異なる精神的特質及び環境に対する脆弱性はいずれも罪種に特有ではないが、その判決は殺人罪とそれ以外の犯罪とを区別しており、その理由は殺人罪以外の犯罪を理由とする釈放の可能性のない終身刑に限定されるのであって、本件の事案と区別される。もっとも、本判決は殺人罪を理由とする少年の釈放の可能性のない終身刑を絶対的に禁じないけれども、刑の量定者が少年の若年性を刑の減輕事由として考慮するならば、その刑罰が科される機会は稀となる。

殺人罪を理由とする少年の釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科のみを禁じれば当該事件を解決するのに十分であるから、少年に対する全ての釈放の可能性のない終身刑の合憲性については判断しない。

(4) 合衆国最高裁判例に対する評価

以上みてきたとおり、ローパー判決は、修正8条が行為時18歳未満の少年の死刑を一律絶対的に禁じていると判断した。グレアム判決は、死刑以外の刑罰に関して初めて絶対的禁止の準則を適用して、修正8条が殺人罪以外の犯罪を行った行為時18歳未満の少年の釈放の可能性のない終身刑を禁じていると判断した。そして、ミラー判決は、行為時18歳未満の少年の釈放のない終身刑の必要的賦科を禁じた。

特にグレアム判決及びミラー判決は、死刑にのみ適用されてきた準則をそれ以外の刑罰（釈放の可能性のない終身刑）に適用した点で大いに注目されている。これは、合衆国最高裁が、「少年」という時期は、単なる年齢

↙ (28州及び連邦)、それは国民的合意の証左とはならない。少年の釈放の可能性のない終身刑の裁量的賦科を認めている法域の実務を検討すると、受刑者数は少なく、これは、少年の釈放の可能性のない終身刑に反対する国民的合意の存在を示している。また、州側は、移送聴聞において少年の若年性が考慮されている、と主張するが、裁判所は移送聴聞の段階では少年又はその非行事実に関して限定的な情報しか有しておらず、十分に少年の若年性を考慮できない。Miller, 132 S. Ct. at 2469-2475.

を示す以上に、未成熟で責任が発達しておらず衝動的で無謀な行動を行いやすい一方、人生の中で最も外部からの影響と精神的なダメージを受けやすい時期であり、状態であることを認めただうえて、従来の「死刑は（他の刑罰とは）異なる」との原則と並んで、量刑に関して、「子どもは、憲法上、成人とは異なる」との原則を確立したと考えられているためである²⁰⁾。

このとき、合衆国最高裁は、少年と成人との間の3つの相違に着目した。第一に、子どもは成熟しておらず責任感が発達の上途にあり無謀で衝動的かつ不注意な危険を冒す。第二に、子どもは、家族や仲間等から否定的な影響や圧力を受けやすい一方、自己を取り巻く環境に対する支配力を持たず、そこから逃れることもできない。第三に、子どもの性格は成人ほど十分に形成されておらず固定化していないため、その行為は更生不能ほどの墮落の証とは言い難い。このように合衆国最高裁が憲法に関わる分析の中で成人と少年との間の心理学的相違を承認し、少年の発達に関する科学的研究へ依拠したことも重要視されている²¹⁾。

また、合衆国最高裁の一連の判例は、死刑や釈放の可能性のない終身刑を禁じたため、1990年代に支配的であった少年に対する厳罰化による統制政策の拒否の表れであるとも言われており²²⁾、少年の刑罰を緩和する方向での結論自体はおおむね好意的に受け止められている²³⁾。しかし、結論に反対する論者のみならず結論を歓迎する論者からも、その理由付けの脆弱

20) Miller, 132 S. Ct. at 2470. 修正8条の下で、少年が、成人であれば死刑を言い渡される可能性のある場合にしか認められない権利を保障される特別の層であることを明らかにして少年に特別の地位を創設したと解されている。Elizabeth S. Scott, "Children are Different": Constitutional Values and Justice Policy, 11 Ohio St. J. Crim. L. 71, 79 (2013).

21) Alexander L. Nostro, Comment, *The Importance of an Expansive Deference to Miller v. Alabama*, 22 Am. U. J. Gender Soc. Pol'y & L. 167, 173 (2013).

22) Scott, *supra* note 20, at 90.

23) 被害者保護の視点や治安維持の観点から少年の刑罰の緩和傾向に反対する見解として、Sara L. Ochs, Casenote, *Miller v. Alabama: The Supreme Court's Lenient Approach to Our Nation's Juvenile Murderers*, 58 Loy. L. Rev. 1073 (2012).

さや一連の判例内の論理的矛盾が指摘されている。

第一に、「品位についての進展する基準」の扱いに関して批判がある。合衆国最高裁は、「品位についての進展する基準」を適用して少年の刑罰に関する判断をなしたが、その際、立法に関しては刑罰に反対する国民的合意が存在するとの証拠は弱かった²⁴⁾。そのような中でなお少年の一定の刑罰を禁じてきたことから、合衆国最高裁は、国民的合意の客観的指標から導かれる「品位についての進展する基準」よりもむしろ「独自の判断権」を優先してきた、との理解もあり、反対意見はこの点を捉えて批判する²⁵⁾。

第二に、一連の判例内の論理的矛盾が指摘されている。特に問題とされているのは、合衆国最高裁の法廷意見が、グレーム判決では殺人罪以外の犯罪を理由とする少年の釈放の可能性のない終身刑を絶対的に禁止しつつ、ミラー判決では殺人を理由とする場合にこれを許容した点である²⁶⁾。この問題は、すでにグレーム判決の時点で反対の立場を取った裁判官によって指摘されていた。例えば、トマス裁判官は、法廷意見は少年の心理的特徴を挙げて殺人罪以外の犯罪を理由とする釈放の可能性のない終身刑を一律に禁止したが、もしもこれが真に少年の心理的特徴を理由とするのであれば殺人罪に関しても禁止されるべきであるのに法廷意見はこれをしていない。これは、法廷意見が少年の心理的特徴を信じていないことを表している、との批判を展開した²⁷⁾。同様に、グレーム判決は、刑の量定権者が少

24) 前掲注9), 19) 参照。

25) 例えば、ミラー判決におけるロバーツ首席裁判官の反対意見を参照。Miller, 132 S. Ct. at 2477-2482. もっとも、この批判には、法廷意見による独自の判断権を行使した判断は恣意的又は主観的な判断ではなくて、少年の発達に関する科学に基礎づけられ支持された堅固なものである、との反論がなされている。Scott, *supra* note 20, at 86-88.

26) 合衆国最高裁がミラー判決において一律絶対的に少年の釈放の可能性のない終身刑を禁じなかった理由は明らかではないが、司法消極主義を指摘する論者もいる。Mary Berkheiser, *How the Minimalism of Miller v. Alabama Led the Court's "Kids are Different" Eighth Amendment Jurisprudence Down a Blind Alley*, 46 Akron L. Rev. 489, 514-517 (2013).

27) Graham, 560 U.S. at 119.

年の更生可能性を正確に判断できず、犯罪の重大性が科学的研究により明らかにされている減軽方向で考慮されるべき少年の事情を凌駕してしまい、刑の量定権者の主観的判断が入り込む危険を排除するために、殺人罪以外の犯罪を理由とする釈放の可能性のない終身刑を一律に禁じたのに対して、ミラー判決が、殺人罪については刑の量定権者がそうした判断を行えることを前提として、ローパー判決及びグレーム判決によって否定された個別の事件ごとの比較衡量を採用した点に、矛盾が指摘されている²⁸⁾。そして、更生可能性の高い多くの少年が誤って釈放の可能性のない終身刑を言い渡される危険が指摘されている²⁹⁾。

合衆国最高裁がローパー判決及びグレーム判決で認めた少年の3つの特徴とそれに伴う責任減少及び大きな更生可能性は罪種に特有ではなくて少年に特有なのであって、それはミラー判決においても認められている。また、ローパー判決及びグレーム判決が刑罰の一律絶対的禁止の根拠とした少年の更生可能性の有無の判断の困難さ及び重大事件における少年の特性の見落としの危険からするならば、第二の批判は的を射ていると思われる。

(5) 合衆国最高裁判例の影響の広がり

合衆国最高裁判例の判示は少年の死刑及び釈放の可能性のない終身刑に限定されているものの、それを受けて生じた議論は少年のその他の刑罰やさらに少年司法制度のその他の分野にも広がりをみせている³⁰⁾。

28) Berkheiser, *supra* note 26, at 501–514; James Donald Moorehead, *What Rough Beast Awaits? Graham, Miller, and the Supreme Court's Seemingly Inevitable Slouch towards Complete Abolition of Juvenile Life without Parole*, 46 Ind. L. Rev. 671, 690 (2013).

29) Aryn Seiler, Note & Comment, *Buried Alive: The Constitutional Question of Life Without Parole for Juvenile Offenders Convicted of Homicide*, 17 Lewis & Clark L. Rev. 293, 319–320 (2013).

30) 合衆国最高裁判例の遡及適用が問題となるが、この点及びミラー判決後の各法域の対応等の詳細については今出・前掲注5)を参照。

① 少年の釈放の可能性のない終身刑の将来

合衆国最高裁判例の射程及び今後の動向をめぐって、論者により見解は一致しない。特に、将来、少年の釈放の可能性のない終身刑が絶対的に禁じられるか否かについて意見が分かれている。

一方には、特にミラー判決における合衆国最高裁の限定的な判示を指摘して、合衆国最高裁が少年に対する全ての釈放の可能性のない終身刑を絶対的に禁止する可能性は相当に小さいと予測する論者がいる³¹⁾。

他方で、合衆国最高裁は、最終的には少年に対する全ての釈放の可能性のない終身刑の禁止に至るのではないかと、との予測もある。例えば、ロバーツ首席裁判官は、ミラー判決における反対意見の中で、法廷意見が殺人罪を理由とする少年の釈放の可能性のない終身刑の将来の賦科の頻度をめぐる付言において用いた「稀である (uncommon)」との文言が修正8条の「尋常ではない (unusual)」と同義であることに留意するとともに、この付言が少年の釈放の可能性のない終身刑の破棄を招き、その結果この刑罰が科されることは稀となり、将来、法廷意見はこれが絶対的に禁じられると宣言することに成功するであろう、と予測している³²⁾。

31) 合衆国最高裁による「少年に対して釈放の可能性のない終身刑を科す機会は稀である」との付言も、その刑罰の使用をある程度期待していると解される可能性も指摘されている。Berkheiser, *supra* note 26, at 497. また、合衆国最高裁が少年の釈放の可能性のない終身刑と死刑との類似性に依拠して後者にのみ適用されてきた準則を前者に適用してその制約を導いたことから、後者の合憲性が支持される限り前者の合憲性も否定されないと予測する論者もいる。Sean Craig, Note, *Juvenile Life without Parole Post-Miller: The Long, Treacherous Road towards a Categorical Rule*, 91 Wash. U. L. Rev. 379, 405-407 (2013).

32) Miller, 132 S. Ct. at 2481. トマス裁判官も同様の意見を述べている。Id. at 2486. アリトー裁判官も、法廷意見によっても個々の少年事件で釈放の可能性のない終身刑の裁量的賦科は可能であるとはいえ、この可能性が将来も継続するとは期待できず、法廷意見はグレナム判決の絶対的禁止を殺人罪についても拡大するであろうと予測している。Id. at 2489-2490. 一方、ブライヤー裁判官は、同意意見の中で、差戻審でジャクソンが殺意を有していたと認定されたとしてもなお、そのような少年の釈放の可能性のない終身刑が修正8条により禁じられるか否かという問題が残る、として、殺人を行った少年に対してさえその刑罰が禁じられる可能性を

また、ミラー判決における法廷意見が殺人を行った少年の釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科に反対する国民的合意の有無をめぐり、詳細な検討を行った点に着目する論者もいる。法廷意見は、刑罰の一律絶対的禁止の判断をなすわけではないからその刑罰に反対する国民的合意の調査は不要であると述べるのみで十分であったにもかかわらず、詳細な検討の後に国民的合意が存在するとの判断を示した。これは、将来、ミラー判決によって残された問題である、殺人を行った少年の釈放の可能性のない終身刑の裁量的賦科が争われた場合に備えて、あらかじめそれに反対する国民的合意の存在を認めやすいよう下地を整えたのではないか、との指摘である³³⁾。そのほか、ローパー判決による少年の死刑の禁止後の釈放の可能性のない終身刑の位置づけ（死刑に代わる究極の刑罰）及びミラー判決による死刑を一律絶対的に禁止したローパー判決の援用は、釈放の可能性のない終身刑についても一律絶対的禁止が適用されることを示唆する、とも指摘されている³⁴⁾。

② 長期刑

グレアム判決及びミラー判決は長期刑には直接言及しておらず釈放可能性のない終身刑にしか適用がないものの³⁵⁾、それを超えて少年の刑罰が再考される³⁶⁾。

特に問題と考えられているのは、制度上は釈放可能性があるものの、釈放の可能性のない終身刑と機能的には同等となる事実上の終身刑といえるような、非常に長期の量刑である。少年が複数の犯罪を行っている場合、

示唆している。 *Id.* at 2477.

33) Moorehead, *supra* note 28, at 701–703.

34) *Id.* at 691–692.

35) アリトー裁判官はこの点に特に言及した。Graham, 560 U.S. at 124.

36) もっとも、ミラー判決は刑期の長さよりも必要的賦科に焦点を当てたのであり、重い刑罰の減輕は追求され得ない、との解釈もある。Christopher Slobogin, *Treating Juveniles like Juveniles: Getting Rid of Transfer and Expanded Adult Court Jurisdiction*, 46 Tex. Tech L. Rev. 103, 109–112 (2013).

各犯罪に対する刑が加算されて合計すると予測寿命を超えるような長期の量刑が言い渡される場合がある。こうした長期刑は、少なくとも、少年が成熟と更生の証明により釈放を得るための有意義な機会を要求するグレアム判決の精神には反する疑いが残る。また、長期の量刑は、少年が複数の犯罪を行った場合に各犯罪に対する必要的刑期の加算の結果生じることもあり、この場合には、刑の量定に先立ち少年の事情について考慮されることがないため、ミラー判決による釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科の禁止及び少年の若年性を含めた刑の減輕事由の考慮の要求も満たさない³⁷⁾。必要的賦科を要求する複数の犯罪がいずれも殺人罪以外の犯罪であって、加算された刑罰が事実上釈放の可能性のない終身刑といえるほど長期のものとなった場合には、殺人罪以外の犯罪を理由に少年に釈放の可能性のない終身刑を科すことを禁じたグレアム判決との抵触も問題となる³⁸⁾。

こうして、事実上の釈放の可能性のない終身刑といえるような非常に長期の量刑もまた禁じられるべきである、と主張される。

③ 少年の量刑の個別化

少年の釈放の可能性のない終身刑の絶対的禁止を支持する論者がいる一方、少年の釈放の可能性のない終身刑を維持したうえでそれを科す際の量刑の個別化について論じる者もいる。合衆国最高裁は少年に対して釈放の可能性のない終身刑の賦科を判断する際に考慮すべき事項を具体的に指示していないけれども、①年齢とそれに伴う未成熟性、衝動性並びに危険及び行為の結果の認識に関わる困難さ、②犯行における役割及び関与の程度並びに家族並びに仲間の圧力及び影響、③養育環境等の少年を取り巻く環境、④捜査機関との取引や弁護人との協議といった刑事手続への対応における困難、⑤更生可能性の大きさは、刑を減輕する方向で考

37) Nostro, *supra* note 21, at 179–180. また、単一の殺人罪で有罪とされた少年が若年性その他の減輕事由を考慮される一方で、殺人罪以外の複数の罪で有罪とされた少年については減輕事由を考慮せずに刑罰の必要的賦科を許すことの矛盾を指摘する。Id. at 190.

38) Id. at 189.

慮され得る³⁹⁾。

さらに、ミラー判決が少年が仲間の影響を受けやすく、また脳が完全には成熟していないために結果を十分に予測できない点で精神的にも身体的にも成人と異なると認めたことや、少年の非行が被害経験や虐待等によるトラウマと密接に結びついていることから、ミラー判決による量刑の個別化の要求は釈放の可能性のない終身刑のみならず全ての少年の事件で適用がある、と広く解する論者もいる⁴⁰⁾。

④ 重罪謀殺化原則の下における釈放の可能性のない終身刑

ミラー判決において、被告人ジャクソンは殺人の実行行為者ではなかったが、共犯者が実行した殺人を理由に謀殺罪の責任を問われ、その罪に關して必要的とされていた釈放の可能性のない終身刑を言い渡されていた。ミラー判決は釈放の可能性のない終身刑の必要的賦科を禁じたので、被告人ジャクソンの殺人の故意の有無について特に言及しなかった。しかし、ブライヤー裁判官は、同意意見においてこの点に触れて、少年の釈放の可能性のない終身刑の合憲性を判断する際の殺意の重要性に焦点を当てた。重罪謀殺化原則は、重罪の遂行中に生じた被害者の死の責任を、殺意の有無に関わらず全ての共犯者に帰する。しかし、彼は、グレラム判決は殺人罪の実行行為を行った、または殺意を有していた少年しか釈放の可能性のない終身刑を言い渡されてはならないとの明確な準則を確立したのであり、

39) Joanna L. Visser & Jeffrey J. Shook, *The Supreme Court's Emerging Jurisprudence on the Punishment of Juveniles: Legal and Policy Implications*, 49 Court Review 24, 31 (2013), Sara E. Fiorillo, Note, *Mitigating after Miller: Legislative Considerations and Remedies for the Future of Juvenile Sentencing*, 93 B.U. L. Rev. 2095, 2107–2108 (2013). また、合衆国最高裁が終局性及び希望の剥奪の故に少年の釈放の可能性のない終身刑と死刑との共通性を認めて死刑判例を援用したため、少年の釈放の可能性のない終身刑を科す際に考慮すべき量刑事情について、死刑判例において展開されてきた刑の減輕事由及び死刑判例が参照する ABA 指針も参考とされる。Id. at 2108, 2122–2125.

40) Piper Waldron, Case Comment, *Youth Matters: Miller v. Alabama's Implications for Individualized Review in Juvenile Sentencing*, 46 Loy. L.A. L. Rev. 775, 783–787 (2013).

重罪謀殺化原則の下での殺意の移転は少年を釈放の可能性のない終身刑の対象とし得るほどに殺人罪の故意の要件を満たすには十分ではない、と述べた⁴¹⁾。

⑤ 少年の刑罰の一律減輕

量刑の個別化を超えて、少年について一律に成人よりも減輕された刑を求める論者もある⁴²⁾。量刑を個別化するための信頼に足る基礎がないため有責性の尺度として年齢を用いて少年に対する一定の刑罰を絶対的に禁止したローパー判決及びグレアム判決の帰結として、判断能力の未成熟性及び自己制御能力の欠如という特徴を有する少年の非難可能性・有責性が成人よりも低い故に、その量刑は成人のそれより一律に減輕されるべきであるという。この少年の刑の一律の減輕は、2つの理由から支持される。第一に、成人と同程度の有責性を有する少年がいるとしても、刑の量定権者

41) Miller, 132 S. Ct. at 2475–2477. 同じくグレアム判決の理由に基づき重罪謀殺化原則の下で殺人罪に問われた少年に対して釈放の可能性のない終身刑を禁じる可能性を指摘するものとして、Morgan S. McGinnis, Note, *Sentenced to Die in Prison: Life without Parole as an Eighth Amendment Violation for All Juveniles and Especially Those Who Have Not Killed*, 11 Hastings Race & Poverty L. J. 201, 215–218 (2014). また、重罪謀殺化原則は重罪を行った者は被害者が殺害される危険を理解しているはずであると想定するが、行為の結果を十分に認識した上で自己の行動を制御する能力を有しない少年に、そもそもこの原則の適用があるかも疑問視されている。Id. at 217–218. なお、McGinnis は、最終的には重罪謀殺に問われた少年のみならず全ての少年の釈放の可能性のない終身刑が絶対的に禁じられるべきであるとの立場をとっている。Id. at 207–215.

42) Scott, *supra* note 20, Barry C. Feld, *The Youth Discount: Old Enough to Do the Crime, Too Young to Do the Time*, 11 Ohio St. J. Crim. L. 107 (2013) (hereinafter *The Youth Discount*), Barry C. Feld, *Adolescent Criminal Responsibility, Proportionality, and Sentencing Policy: Roper, Graham, Miller/Jackson, and the Youth Discount*, 31 Law & Ineq. 263 (2013) (hereinafter *Adolescent Criminal Responsibility*). なお、ロバーツ首席裁判官は、ミラー判決における反対意見の中で、法廷意見が「ここで子どもについて我々が述べたことのいずれも罪種特有ではない」と述べた点に触れて、法廷意見の背後にある原則が「少年に対するすべての必要的量刑、又は同様の状況にある成人が言い渡されるであろう量刑と同じ重さのそれを少年に禁じない明白な理由はない」と述べる。Miller, 132 S. Ct. at 2482.

はその者を識別できない。したがって、誤って非難可能性の低い少年に過度の刑罰を科す危険を減少させるためには、一律の減軽が妥当である。第二に、刑の量定権者が少年の有責性を判断する上で、犯罪の重大性を重視する一方で若年性を公正に衡量できないことである⁴³⁾。したがって、全ての少年に対して年齢に基づく一律絶対的な刑の減軽を認めるべきであるという。

⑥ 少年に対する処遇

合衆国最高裁の一連の判例の結果、刑罰を科された少年に対する処遇の内容も見直される可能性がある。なぜなら、合衆国最高裁は、受刑者に職業訓練や他の社会復帰に向けたサービスへのアクセスを認めない釈放の可能性のない終身刑の現実に言及した⁴⁴⁾。そして、その刑罰を、取り返しのつかない判断であって更生の機会を提供しないものとして修正8条に違反すると判断する際に、少年の大きな更生可能性を承認したからである。合衆国最高裁の判例が少年の大きな更生可能性を承認し、そのうえで釈放を求める有意義な機会の提供を指示したため、少年に教育プログラム、職業訓練その他社会復帰に結びつくプログラムへのアクセスを否定してはならない。釈放の判断において刑事施設における処遇への取り組みが重視されるにもかかわらずこれらのプログラムへのアクセスを否定されるならば、結局のところ有意義な釈放の機会に結びつかなくなってしまうためである⁴⁵⁾。さらに、少年に対する処遇は、犯罪を行わない成人に向けて成長するその可能性を実現し、少年の健全な成長を促す環境及びプログラムを提供するものでなければならない、とされる⁴⁶⁾。

43) Scott, *supra* note 20, at 97–99, The Youth Discount, *supra* note 42, at 141–143, Adolescent Criminal Responsibility, *supra* note 42, at 319–325.

44) 前掲注11)を参照。

45) Marsha L. Levick & Robert G. Schwartz, *Practical Implications of Miller and Jackson: Obtaining Relief in Court and before the Parole Board*, 31 Law & Ineq. 369, 401–403 (2013).

46) Scott, *supra* note 20, at 101–103.

⑦ 仮釈放制度

合衆国最高裁は、グレーム判決において、少年がその成熟及び更生の証明に基づいて釈放を得るための有意義な機会を提供されなければならないと判示した。それが具体的に何を要求しているのかについては特に指針を示さなかったが、仮釈放制度はいかにあるべきかも再検討されようとしている。

例えば、成人とは別個に少年の釈放の判断基準を設ける提案がなされている。成人に関して、通常は、行った犯罪及び刑事施設での生活態度が基本的な考慮事項とされているが、行為時少年であった者については、その性格が一時的で固定化していないという少年犯罪者の成人とは異なる特徴を反映するよう、行為時の若年性及びその後の成長発達とそれに伴う改善更生を考慮事項に含めて、犯罪行為よりもむしろ犯罪者に焦点を当てた釈放の判断基準の創設が提唱されている⁴⁷⁾。

⑧ 移送制度

合衆国最高裁は、少年の刑罰の合憲性を判断する際、それが移送制度の結果として生じていることに留意した。少年は移送制度を通じて刑事裁判所で審理され、たいいていの法域において少年のための特別の量刑規定が存しないために成人と同様の刑罰を科される。合衆国最高裁は、移送制度を創設するに当たり少年が刑事裁判所で審理されるのに適格か否かについての判断はなされていると言えるが、刑事裁判所で審理された結果科される重い刑罰を受けるのに適格か否かについては十分に検討されてきたとは言えないと指摘する⁴⁸⁾。また、少年の量刑の個別化の要求は少年裁判所から成人裁判所への移送を通じて満たされる、との州側の主張を退けた。

合衆国最高裁が確立してきた、少年は成人よりも有責性が低い、との原

47) Levick & Schwartz, *supra* note 45, at 405–408.

48) なお、ロバーツ首席裁判官は、ミラー判決における反対意見の中で、合衆国最高裁の法廷意見の考え方を推し進めるならば、成人としての少年の審理の禁止に至り得る、と指摘している。Miller, 132 S. Ct. at 2482.

則からすると、また、合衆国最高裁が殺人罪の場合でさえ釈放の可能性のない終身刑を科す条件として個別的な刑の減輕の検討を要求したことからすると、最も重い犯罪（身体に対する暴力犯罪）で申し立てられた少年しか刑事裁判所への移送の適格性を認められてはならず、しかも、その判断は、法律による管轄からの除外や検察官先議制度を通じてではなくて、少年裁判所により少年の未成熟性その他、少年法上の処分による矯正可能性、非行歴及び犯罪の事情といった個別的な事由を考慮し得る審理においてなされるべきである、と主張される⁴⁹⁾。その際、少年にとって適切な処遇に関する調査等を通じて検察官による移送請求又は裁判官による移送決定を防ぐために、弁護人の早期の選任とその活動による援助が求められている⁵⁰⁾。

⑨ 刑事手続における少年の保護

合衆国最高裁は、少年に対する刑罰を制限するに当たり、刑事手続において少年が不利な立場に立たされる危険性、特に刑事司法制度やその関与者についての限定的な理解や大人への不信感の故に弁護人と十分に協働し得ず、その結果十分な弁護を受けられない危険性を指摘した⁵¹⁾。

合衆国最高裁が、グレラム判決及びミラー判決における分析に当たり、少年にとっての釈放の可能性のない終身刑を成人にとっての死刑と比較して同視したため、釈放の可能性のない終身刑に至る可能性のある少年の事件においては、死刑事件に適用される特別の手続的保障が要求されると論じられる⁵²⁾。成人の死刑事件におけると同様の有効な弁護を受ける権利を保障されなければならないとされ、その際、弁護人には、量刑の個別化の要求に照らして刑の減輕事由を明らかにする目的で少年の経歴を徹底的に

49) Scott, *supra* note 20, at 99–100.

50) David Siegel, *What Hath Miller Wrought: Effective Representation of Juveniles in Capital-Equivalent Proceedings*, 39 N.E. J. on Crim. & Civ. Con. 363, 374–376 (2013).

51) 前掲注12) 参照。

52) Siegel, *supra* note 50, at 363–364.

調査するための資料へのアクセス権及び独自に精神衛生の専門家から援助を受けるためのアクセス権を認められる一方、弁護人は少年に関わる法と実務についての知識を含めた専門性を有しなければならないとされる⁵³⁾。

2 日本法への示唆

アメリカでは1980年代から1990年代にかけて少年裁判所から刑事裁判所への事件の移送制度の拡大等を通じて少年非行・犯罪に対する厳罰化が進行した。一方、アメリカは行為時18歳未満の者の死刑及び釈放の可能性のない終身刑を禁じる子どもの権利条約を批准しておらず、世界的にみても非常に重い刑罰を少年に科してきた国でもある。一連の合衆国最高裁判例が行為時18歳未満の者に対する死刑を絶対的に、釈放の可能性のない終身刑を一部禁じたとしても、それは、すでに行為時18歳未満の者の死刑を禁じ無期徒刑を裁量的としている日本やその他の世界の少年司法の基準によく追いついたに過ぎない、といえるかもしれない。しかし、一連の合衆国最高裁判例やそれを受けて生じている議論の中には、日本の少年司法の分野でも参考にすべきものが多くみられる。

まず、少年の発達に関する科学的研究が少年の刑罰のあり方を考えるうえで果たし得る重要な役割が注目される⁵⁴⁾。合衆国最高裁判例は、ローパー判決からグレーム判決を経てミラー判決に至るにつれて、少年の発達に関する科学的研究の所見をますます重視し、少年の重い刑罰を禁じる結論を導く際の拠り所としてきた。日本でも、同様に、少年の発達に関する科学的研究の発展とその知見の法分野における活用が望まれる。

次いで、少年の発達に関する科学的研究の発展とその活用を前提としたうえで、言い渡すべき刑罰（ないしはその他の処分）を決める中で「少年」

53) *Id.* at 376–383.

54) *Scott, supra* note 20, at 103–105. アメリカにおける少年の発達心理に関する研究の近時の展開を踏まえて、ミラー判決が量刑にとつての行動科学の知見の重要性を示したと理解するものとして、堤・前掲注5) 472–473頁。

のもつ意義をいま一度検討する必要性が明らかとなる。合衆国最高裁は、成人とは異なる少年の3つの特徴を挙げて、「少年」を単なる年齢を示すものではなくて、未成熟で責任が未発達で衝動的で無謀な行為を行う一方で、人生の中で最も外部からの影響と精神的ダメージを受けやすい時期で状態であると述べ、責任が低い一方で更生可能性の大きな少年に刑の量定の上で憲法上成人とは異なる地位を認めた。先にみたように、アメリカでは、死刑や釈放の可能性のない終身刑にとどまらず、それ以外の刑罰についても少年に一律の刑の減軽を認めるべきであるとの主張もなされている。成人に比べて少年の責任減少が認められるならば、一律の減軽も認められると思われるものの、責任減少の程度が数値によって計測できず、減軽の幅が政治的・立法的判断に委ねられるとするならば⁵⁵⁾、日本における行為時18歳未満の少年の死刑の禁止及び無期刑の裁量的減刑並びに不定期刑によって少年の責任減少が汲み尽くされているか否か、さらに検討され得る。

また、少年の刑罰の見直しは、それにとどまらず少年司法分野の相当広い範囲に影響を及ぼし得る点も留意される。先にみたように、アメリカでは、長期刑の是非、量刑の個別化、処遇の内容、仮釈放制度のあり方、移送制度のあり方、刑事手続における弁護人の援助を受ける権利をはじめとした権利保障等、多岐にわたり実体及び手続的な問題をめぐる議論が繰り広げられている。これら1つ1つの議論が、日本における問題を検討する際に参考となる。少年の重大事件の中には少年法20条1項又は2項を通じて検察官に送致されて起訴された後、裁判員裁判の対象となるものもある。少年の事件を少年法55条により家庭裁判所に移送して保護処分を課すべきか、それとも移送せずに刑事処分を科すべきか、刑事処分を科す場合にはいずれの、そしてどの程度の重さにすべきかを、裁判員も含めた合議体で決めることとなる。個別の事件における刑の量定に当たって「少年」であることを刑の減軽事由の1つとして明確に位置づける必要がある。特に、

55) Adolescent Criminal Responsibility, *supra* note 42, at 325.

裁判員裁判では、裁判員に対して、少年であることが刑を軽くする理由となることを少年・弁護人側が主張するとともに、裁判所が評議に当たり裁判員に説明することが求められる⁵⁶⁾。

また、各処分の内容や仮釈放制度が少年の更生を促すものとなっているかも検討されねばならない。少年の刑罰を執行するための施設として少年刑務所が一般の刑務所とは別に設置され、その中での処遇も教育の程度に応じて教科教育等も行われ、そのほか処遇の目標や指針等を含めて策定された個別的処遇計画に基づいて個々の少年受刑者に対する矯正処遇が実施されているが、早期の改善更生と仮釈放を実現できるよう、職業訓練等の社会復帰と成長発達につながる処遇のより一層の充実が図られなければならない。仮釈放についてみると、その資格を得るまでの期間は少年法58条により成人よりも短縮されているが、実際の運用はどうであろうか。無期刑の仮釈放は在所期間が20年ないしは30年以上と相当に長くならないと認められず、他方で受刑中に死亡する者が多い⁵⁷⁾ことから、日本の無期刑は事実上終身刑化していると言われることもある。現在では無期刑受刑者について刑の執行が開始された日から30年が経過したときは仮釈放審理が開始される運用となっている⁵⁸⁾が、この運用を行為時少年であった者と成人であった者とに一律に適用するならば、前者は後者よりもその人生の多くの割合を刑務所で過ごすこととなり⁵⁹⁾、現実には前者にとって重い刑罰となり得る。運用における仮釈放審理までの期間を含めて、行為時少年であった者について成人であった者とは別個の仮釈放判断の基準を定めることも検討に値しよう。

56) 被告人が少年であることが刑を重くする方向で考慮されるものとする裁判員もいるかもしれない。司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究——殺人罪の事案を素材として』11頁（法曹会，2007）。

57) 法務省無期刑受刑者の仮釈放に係る勉強会「無期刑受刑者の仮釈放に係る勉強会報告書」3 - 5頁（2008）。

58) 2009・3・6法務省保護第134号法務省保護局長通達。

59) See Graham, 560 U.S. at 70.

さらに、検察官送致制度は刑事手続及び刑事処分に適当な少年の事件のみを対象とし選別し得ているであろうか。法律による管轄除外や検察官先議制度を有するアメリカとは異なり、日本では、全ての事件が、検察官への送致に先立ち家庭裁判所の調査又はそれに加えて審判を経る。したがって、アメリカよりも事件と少年をめぐる様々な事情について詳細な調査がなされ、慎重に刑事処分相当性が判断されているといえるが、少年の責任の減少と大きな更生可能性に照らして、20条2項の適用に当たっても、少年の刑事処分相当性に関する個別化された判断を維持するために、但書にある少年の年齢、性格、行状及び環境その他の事情が十分に考慮されなければならない。

刑事手続では弁護人の援助を受ける権利をはじめとして権利が十分に保障され、少年が手続に実効的に参加し得ているか。捜査段階では被疑者国選弁護制度が、家庭裁判所の手続においても国選付添人制度が拡充されてきて、検察官に送致された後の刑事手続においては被告人の国選弁護制度があり、制度としては弁護人の援助を受ける権利が保障されている。しかし、合衆国最高裁が少年による刑事司法制度とその関与者についての限定的な理解と大人への不信を挙げて少年の弁護の現実の困難へ言及したことに鑑みると、日本においてもその点を踏まえてできる限り早期の段階で少年法のみならず少年の発達やその特徴についても理解のある弁護人の選任を確保できるようにするとともに、家庭裁判所における審判や検察官送致された場合には刑事手続において少年・付添人ないし弁護人の側が少年の特性やそれに基づく刑の減輕事由を提示できるよう、少年の側に少年の心理や精神衛生の専門家へのアクセスが保障される必要がある。

アメリカ合衆国最高裁の一連の判例とそれをめぐる議論をみることにより、日本の少年司法制度において検討すべき様々な課題が浮き上がってくる。これまでの改正の議論も含めて日本の少年司法制度の再検証が必要である。